

在デンバー日本国総領事館 領事部

平成29年メールマガジン第28号（2017年8月17日送信）

★★

【今号の内容】

在留証明書の書式変更に伴う注意

★★

● **在留証明書の書式変更に伴う注意**

当館では、申請者が海外に在留していることを証明する在留証明を発行しております。同証明は年金の受給手続き、不動産登記手続き、遺産相続手続き等に使用されます。

本年、この在留証明書の書式が改訂され、証明書の中央に署名することが必要となりました。しかし、この追加された署名欄が見落とされることも多く、同欄に名前（署名）が書かれていないため、証明書が発行できない案件が散見されます。

特に年金受給手続きのために同証明書が必要な方は、在留証明書の発行が遅れることで、日本での受給手続きが遅れる可能性があるため、この点に十分ご注意ください。

書式の変更については、当館 HP の証明欄にある見本等を参照ください。

<http://www.denver.us.emb-japan.go.jp/files/000215391.pdf>

=====

在デンバー日本国総領事館 領事部

Consulate-General of Japan in Denver

1225 17th Street, Suite 3000

Denver, CO 80202

TEL: 303-534-1151

FAX: 303-534-3393

E-mail: cgjd-consular@de.mofa.go.jp